

公 募 公 告

次のとおり公告します。

令和8年1月16日

支出負担行為担当官

大阪地方検察庁検事正 小 橋 常 和

1 公募に付する事項

令和8年度大阪高等・地方検察庁タクシー乗車券（以下「タクシーチケット」という。）利用契約

2 公募に係る事業の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募者の要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、同令第70条に該当する者のうち、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(3) 応募者（契約の相手方）の発行するタクシーチケットにより、応募者とタクシーチケット取扱契約をしているタクシー事業者を大阪市内において30社以上有すること。

(4) 次に掲げるア・イ・ウのいずれかに該当する事業者であること。

ア 当庁の随意契約登録者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている者

であること。

イ 令和07・08・09年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「運送」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 前記ア及びイに該当しない者で、後記受付期間内に、当庁宛てに随意契約登録申請書及び審査書類を提出した上、当庁支出負担行為担当官の審査を受けて名簿に記載された者であること。

4 応募手続

(1) 応募書類の提出方法

所定の応募書類につき、後記受付期間内に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残るもので、受付期間内に必着するように発送すること。

(2) 受付期間

令和8年1月16日（金）から同年2月9日（月）午後5時まで

(3) 書類の配布場所及び提出場所

〒553-8512

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎5階

大阪地方検察庁事務局用度課用度係（担当：成子）

電話：06-4796-2200（内線3061）

(4) 公募手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 公募の無効

本公告に示した応募資格のない者の提出した応募書類は無効とする。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、公募要領等による。